

令和4年11月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和4年11月21日(月) 13時20分開会

2. 場 所 双葉町役場1階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について

5. 出席委員

農業委員

議席1 欠 員

議席2 欠 席

議席3 鵜沼 久江 委員

議席4 林 和男 委員

議席5 欠 席

議席6 高木 幸恵 委員

議席7 大橋 利一 委員

議席8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

榎内 宏 委員 井戸川 弘幸 委員 高玉 正祐 委員 渡辺 浩美 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長

相楽 定徳

農業振興課課長補佐兼農業振興係長(併任)

大和田 千歳

専門員(併任)

大西 信治

7. 開会

【相楽事務局長】

定刻前ですが、皆さんお揃いですので、只今より双葉町農業委員会11月定例総会を開催いたします。会長からごあいさつをお願いします。

8. 会長あいさつ

【澤上会長】

本日は、新庁舎で2回目の総会になりますが、ご出席いただきありがとうございます。

昨日のテレビ、今朝の新聞で、飯館村で除染せずに帰還困難区域の避難指示を解除する方向であることが報道されています。今後このような動きが他所でも出てくるのではないかと考えています。本日は、5条申請のほか報告案件が3件提出されていますので、よろしくをお願いします。

9. 議事

【澤上会長】

本日は、木幡委員、高田委員から欠席の連絡をいただいておりますが、出席委員5名で、定足数に達しておりますので、令和4年11月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

【相楽事務局長】

※資料により会務を報告。

【澤上会長】

本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名について、議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、議長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思います。議事録署名人には、4番 林委員、6番 高木委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【相楽事務局長】

議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」、農地法第5条第1項及び同条第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。令和4年11月20日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

本件は、東北電力ネットワーク株式会社が中野地区復興産業拠点の電力需要の拡大に対応するため進めている送電線の敷設工事に関連して、新たな工事が必要となったことから、農地の一時転用を申請するものです。譲受人は、福島市栄町 東北電力ネットワーク株式会社、譲渡人は、いわき市×××、××××氏です。一時転用の許可を受けようとする土地は、大字鴻草字布田××の田ほか1筆で、合計×××㎡です。NO4の鉄塔の工事関係になります。

東北電力ネットワークでは、送電線を敷設する鉄塔の建設を順次進めており、NO4の鉄塔の建設は完了しています。今後、NO3の方向から送電線を引く作業に入る予定ですが、NO4まで送電線をつないだ後、NO5に送電線をつなぐまで一定の期間を要し、この間、NO4の鉄塔がNO3の方向に引かれるため、逆方向に支線を張って、鉄塔の強度を確保するという事です。支線は送電線の敷設が完了した段階で撤去します。転用部分の土地利用は、支線を固定するコンクリートブロックが×××㎡、鉄板敷の作業ヤードが×××㎡、その他作業の安全管理のための保全区域が×××㎡の合計×××㎡となります。

一時転用の期間は許可日から一連の送電線敷設工事が完了する令和5年6月末までとしています。周辺農地への影響等については、土砂の流出等は発生せず、特別な防止措置は実施しないが、周辺の排水施設、営農条件に影響を及ぼすことはないと考えてしており、請戸川土地改良区からは一時転用について差し支えない旨の意見書が提出されています。説明は以上になります。ご審議よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

本件に係る調査結果を地区担当委員である林委員から報告願います。

【林委員】

報告をさせていただきます。議案第1号の東北電力ネットワーク株式会社の送電線敷設工事に関連する農地の一時転用申請につきまして、11月8日に事務局と現地を確認いたしました。現地では、事業者も立ち合い説明を受けましたが、NO4の鉄塔については、既に完成していますが、これから送電線を張る工事を実施するうえで、このあたりの地盤が軟弱なこともあり、鉄塔の強度を確保するためには、支線を張っておきたいとのことでありました。

安全な工事を実施するためには、やむを得ない措置であると考えられ、一時転用による周辺農地への影響はなく、また、事業終了後は原型復旧するということですので、転用について支障はないと考えます。以上です。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第1号は許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

本日の議案審議は以上になります。

(13時40分 終了)

引き続き、下記事項について協議

(1) 令和4年12月定例総会の日程について

引き続き、下記事項について報告

(1) 福島県実施工事に伴う農地の一時転用について

(2) 工事進捗状況報告について(東北電力ネットワーク株式会社)

(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長.....澤 上 榮.....㊟

議事録署名人.....林 和 男.....㊟

議事録署名人.....高 木 幸 恵.....㊟